

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた当協会の対応について

4月16日の当県の緊急事態宣言の発令を受け、当協会においても新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、職員の交代による在宅勤務制度を導入いたしました。（4月20日から5月6日までの間）

法定検査の実施や皆さまからのお問い合わせへの対応等において、支障のないよう業務を進めて参りますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、当協会事務所におきましても、感染症拡大防止のため、職員のマスク着用・手洗い・消毒、こまめな換気、ドアノブ他の定期消毒等を徹底しております。

事務所にお越しいただく皆さまにも、マスクの装着、備え付けのアルコールによる手指の消毒等、ご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。